



政策 3

市民の健康を守り、 医療・福祉が充実したまちづくり

■ 基本的な考え方

市民の健康を守り、医療・福祉が充実したまちづくりの実現には、誰もが心身ともに健康な生活を送ることが重要です。

また、予期せぬ感染症の流行といった脅威に直面する可能性があり、不測の事態に適切に対処し、市民の健康を守ることも重要です。

これまで、本市では、市民の健康づくりについて、市民の主体的な取組を促進しながら、地域の関係機関と連携し、医療・福祉の充実に取り組んできました。

こうした中、超高齢社会の進行により、健康寿命の延伸を図る必要があるほか、地域や社会経済状況の違いによる健康格差の縮小を図る必要があります。また、今後も起こり得る新たな感染症の流行などから、市民の健康を守る必要があります。

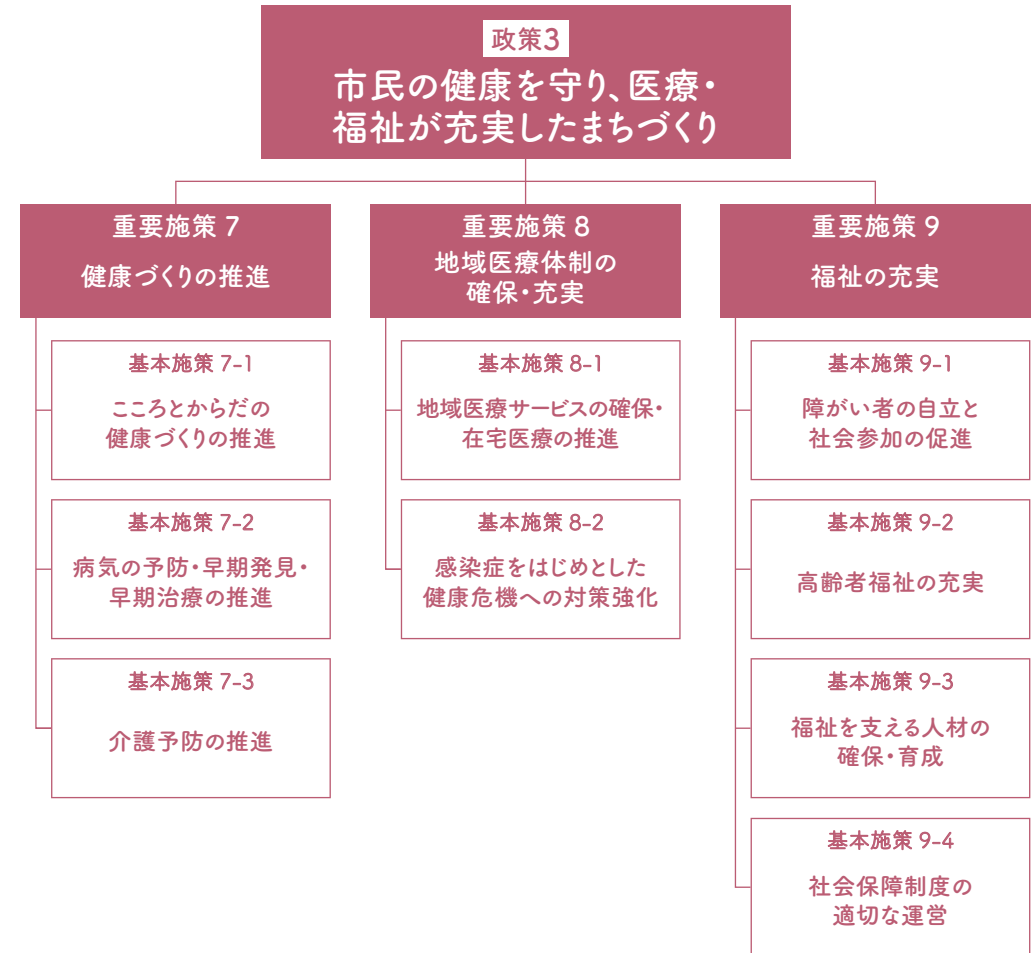
加えて、誰もがその人らしい生活を送れる環境を実現するためには、多様化する福祉ニーズに対応していく必要があります。

このようなことから、本市では、こころとからだの健康づくりや病気の予防・早期発見・早期治療、介護予防の推進を図ることで、健康づくりを推進します。

また、地域医療サービスの確保・在宅医療の推進、感染症をはじめとした健康危機への対策強化に取り組むことで、地域医療体制の確保・充実を図ります。

さらに、障がい者の自立と社会参加の促進、高齢者福祉の充実、福祉を支える人材の確保・育成、社会保障制度の適切な運営を通じて、福祉の充実を図ります。

■ 施策の体系



■ 概要

こころとからだの健康づくりの推進、病気の予防・早期発見・早期治療の推進、介護予防の推進を図り、市民が将来にわたって健やかに暮らせるよう健康づくりを推進します。

■ 現状と課題

こころとからだの健康づくりの推進

本市の平均寿命は、男女ともに延伸しており、健康寿命との差をいかに縮めるかが課題となっています。

社会保障費の増加が見込まれる中、医療費等を抑制しながら、将来にわたって市民が心身ともに健やかな暮らしを送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じ、市民一人一人が、健康に対する理解を深め、継続して健康づくりに取り組むことが重要です。

また、本市の自殺者数は、2007年(平成19年)から減少傾向にありましたが、2020年(令和2年)に増加に転じ、その後も高止まりの傾向にあります。

今後は、科学的根拠を踏まえながら、市民の主体的な健康づくりにつながる仕掛けや環境づくりに取り組むとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、自殺対策をより一層強化する必要があります。

病気の予防・早期発見・早期治療の推進

本市は、科学的根拠に基づく疾病予防を推進しています。

今後も、病気の予防や早期発見のほか早期治療につながる取組を推進する必要があります。

介護予防の推進

超高齢社会の進行に伴い、要介護認定者数や認知症高齢者の数は、今後も増加することが見込まれますが、本市の状況を見ると、75歳を超える辺りから要介護認定者数や認定率が大きく伸びており、85歳を超えてから認知症高齢者の割合も年齢とともに大きくなる傾向にあります。

今後も、住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、科学的根拠に基づく介護予防の取組やフレイル予防の取組を充実し、自立した生活を継続するための適切なケアマネジメントによる高齢者の生活の質の向上を図る必要があります。

■ 成果指標

- 自分の健康状態に満足している市民の割合(健康支援課)

現況値	目標値
65.3%	75.0%

- 自殺死亡率(対人口10万人)(健康支援課)

現況値	目標値
20.4	11.5以下

- 三大疾病による死亡率(対人口10万人)(健康支援課)

	現況値	目標値
がん	男性 364.6	男性 339.4
	女性 191.6	女性 172.3
脳血管疾患	男性 102.1	男性 89.7
	女性 63.6	女性 59.5
心疾患	男性 215.9	男性 164.3
	女性 111.4	女性 96.2

■ 参考指標

■ めざす姿

- 市民の健康意識が向上し、自らライフステージに応じた健康づくりに取り組むことで、健康寿命の延伸が図られている。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 健康や運動に関する正しい知識の普及・啓発	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の重要性について、科学的根拠に基づいた情報発信を行い、市民への知識の普及・啓発に取り組みます。	健康支援課
	生活習慣病や低出生体重児の要因となる喫煙について、科学的根拠に基づき、若年層へのたばこのリスクに関する教育・啓発、妊娠中の喫煙をなくす取組、喫煙をやめたい人への支援、受動喫煙防止の取組など、総合的な喫煙対策に取り組みます。	子ども家庭支援課 健康支援課 地域保健課 保健給食課
02 食生活改善や食育の推進	がんや高血圧などの生活習慣病を予防するため、科学的根拠に基づき、減塩や野菜摂取量増加に向けた取組を関係機関や市民団体等と連携して推進します。	健康支援課
	食育を推進するため、食育・地産地消推進会議の開催やイベント等での啓発、食育活動を行う団体への支援等を行うほか、地域で食生活の改善を推進できる人材の育成や支援に取り組みます。	健康支援課

■ 関連するSDGsの取組

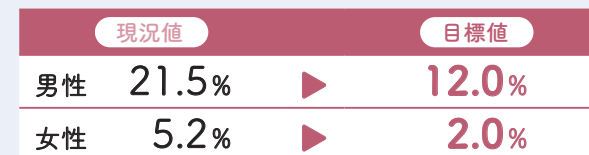


■ 成果指標

- 日頃から健康づくりに取り組んでいる市民の割合 (健康支援課)



- 成人の喫煙率 (健康支援課)



- 妊婦の喫煙率 (健康支援課)



【健康寿命】日常生活に制限のない期間の平均のこと。

【生活習慣病】食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。

【食育】食べ物への感謝の気持ちを育み、食材の選び方、調理方法、栄養バランスなど、食に関する知識と判断力を身につけ、健全な食生活を送る力を育むこと。

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
03 市民自ら健康づくりに取り組むための仕掛けづくり	市民の健康に関するデータを活用し、ライフステージや個人の健康状態に応じた適切な運動を促進するとともに、関係機関や市民団体等と連携し、運動の習慣化につながる事業やイベントを開催するなど、市民の自発的な健康づくりを後押しする取組を推進し、市民の運動実施率の向上に努めます。また、市民が無理なく自然に健康になれる環境づくりを推進します。	地域包括ケア推進課 地域保健課 健康支援課 スポーツランド推進課 都市計画課
04 事業所等における健康経営の促進	企業や関係団体等と連携・協力し、健康づくり活動や生活習慣病予防など事業所等における健康経営を促します。	健康支援課
05 自殺対策の強化	自殺のリスクのある人や深刻な悩みを抱えている人が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知や相談体制の充実を図ります。	健康支援課
	自殺に対する正しい理解の促進を図るとともに、ゲートキーパー養成講座や児童・生徒のSOS出し方教育など自殺予防教育に取り組めます。	健康支援課

- 市の個別計画**
- 第3次健康みやざき市民プラン
 - 第3期宮崎市保健事業実施計画(データヘルス計画)
 - 第4次宮崎市食育・地産地消推進計画
 - 第3期宮崎市自殺対策行動計画

- 国や県の取組**
- 国**
 - 健康日本21(第3次)
 - 自殺総合対策大綱(厚生労働省)
 - 県**
 - 健康みやざき行動計画21(第3次)
 - 第5期宮崎県自殺対策行動計画

■ 参考指標

- ・ゲートキーパー養成講座受講者数(健康支援課)
- ・減塩に気を付けた食生活を実践している市民の割合(健康支援課)
- ・1日当たりの推定野菜摂取量(健康支援課)
- ・毎日2合以上飲酒する男性の割合・毎日1合以上飲酒する女性の割合(健康支援課)
- ・運動習慣者の割合(健康支援課)

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病をはじめとした健康への理解を深め、からだの健康づくりを実践する。 ●こころの病気の予防について理解を深め、必要に応じて、相談窓口等を利用する。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員の心身の健康を保持するため、雇用環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進に努める。 ●健康経営に取り組む。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が自らの健康状態を把握し、こころとからだの健康づくりに取り組めるよう、健康に関する周知啓発や教育を推進し、相談体制を充実させる。

【ゲートキーパー】自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

【1合以上飲酒】純アルコール摂取量が20g以上(2合以上飲酒の場合は純アルコール摂取量が40g以上)

【運動習慣者】1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している人

■ めざす姿

- 検診(健診)や予防接種により、がんや生活習慣病などの予防、早期発見・治療、重症化予防が図られている。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 科学的根拠に基づくがん検診と早期発見・治療の促進	科学的根拠に基づくがん検診を実施するとともに、受診しやすい環境を整備し、受診率の向上を図ります。	健康支援課
	検診で要精密となった方への受診勧奨により、早期発見・治療を促します。	健康支援課
02 がんに関する正しい情報の発信	若いうちからがんの正しい知識や、がん検診の重要性を知ってもらうため、関係機関と連携を図りながら、情報発信に取り組めます。	健康支援課
03 予防接種の実施	疾病の発症や重症化予防、蔓延防止を図るため、各年代に応じた各種予防接種を実施します。	健康支援課
04 健康診査と生活習慣病重症化予防の推進	健康診査受診後の要指導者に対し、生活習慣病の重症化予防、早期治療を目的に保健指導・受診勧奨を行います。	地域保健課
	科学的根拠や本市における課題等を踏まえ、生活習慣病の発症・重症化予防のために効果的な訪問指導、健康教育に取り組めます。	地域保健課

■ 関連するSDGsの取組



■ 成果指標

- 各種がん検診(胃・肺・大腸・子宮頸・乳)の受診率(健康支援課)

	現況値		目標値		
胃	男性	9.0%	▶	男性	14.3%
	女性	8.2%		女性	13.7%
肺	男性	11.3%	▶	男性	16.7%
	女性	13.7%		女性	20.2%
大腸	男性	22.9%	▶	男性	27.7%
	女性	37.2%		女性	42.8%
子宮頸	男性	—	▶	男性	—
	女性	20.0%		女性	26.8%
乳	男性	—	▶	男性	—
	女性	15.3%		女性	21.5%

【検診】特定の病気を早期に発見し治療することを目的としている。 【健診】健康状態を確認し、病気を予防することを目的としている。

【予防接種】疾病に対して免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種すること。

【特定保健指導】特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる人を対象に行っている専門職によるサポートのこと。

【科学的根拠】一定のテーマに関して、調査や実験などの結果により導かれた根拠・裏付けのこと。※厚生労働省e-健康づくりネット

市の個別計画

- 第3次健康みやざき市民プラン
- 第3期宮崎市保健事業実施計画(データヘルス計画)
- 第4期宮崎市特定健康診査等実施計画

国や県の取組

国

- 健康日本21(第3次)

県

- 健康みやざき行動計画21(第3次)

■ 参考指標

- ・特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率(地域保健課)
- ・HbA1c6.5%以上のうち糖尿病のレセプトがない者の割合(地域保健課)
- ・血圧が保健指導判定値以上の割合(地域保健課)
- ・歯周疾患検診受診率(健康支援課)

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●自身の健康状態を知るために健康診査、がん検診等を受診する。 ●疾病予防について知識を身につけ、自身の健康を適切に管理する。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関は、市と連携し、健診(検診)等を適切に実施する。 ●事業者は、市や医療機関と連携し、従業員の健康診査やがん検診等の受診を促進する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病予防や早期発見、早期治療を推進する。 ●科学的根拠に基づいたがん検診の受診を促進し、健康に関する取組を発信する。

■ めざす姿

- 市民一人一人が早期に介護予防に取り組み、健康寿命の延伸につながっている。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 生活習慣病の予防や重症化防止の推進	前期高齢者の要介護の原因となる生活習慣病の予防や重症化防止のため、塩分を控え、エネルギーやたんぱく質など栄養バランスの取れた食事を促します。	地域包括ケア推進課 地域保健課
02 フレイル予防の更なる推進	後期高齢者の要介護の原因となるフレイルのリスクに高齢者自身が早期に気づき、運動、口腔・栄養、社会参加に関する継続した取組ができるよう、フレイル予防に関する情報発信に努めます。	地域包括ケア推進課 地域保健課
	社会参加の機会となる「通いの場」づくりに取り組みます。	地域包括ケア推進課
03 認知症のリスク低減や正しい理解の促進	認知症のリスクを低減するために推奨される運動・栄養(食事バランス)・禁煙の重要性や生活習慣病の重症化予防に関する情報発信を行い、社会参加の機会の提供に取り組みます。	地域包括ケア推進課
	認知症に関する正しい知識を深めるとともに、認知症の人に対する適切な対応の普及啓発に努めます。	地域包括ケア推進課



- 第四次地域福祉計画
- 第9期宮崎市民長寿支援プラン(第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)



- 国 ○第9期介護保険事業(支援)計画(厚生労働省)
- 県 ○宮崎県高齢者保健福祉計画

■ 関連するSDGsの取組



■ 成果指標

- 後期高齢者のうち、要介護認定(要介護1～5)を受けていない人の割合(地域包括ケア推進課・介護保険課)



■ 参考指標

- 要支援認定更新時の維持・軽度化の割合(地域包括ケア推進課・介護保険課)
- みんなで体操 みんなで健幸事業実参加者数(地域包括ケア推進課)

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の通いの場などに参加し、フレイルの予防に努める。 ● 市や地域の介護予防に関する取組に参加・協力する。 ● セルフチェックを行うなど、自己管理の意識を高める。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防サービスを提供する。 ● 専門的な知識や技術をいかして、地域における介護予防の取組に協力する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 多職種との連携や地域との連携を図りながら、一体となって介護予防に取り組む。

【フレイル】老化や不活発な生活による心身機能の低下の状態のこと。

■ 概要

地域医療サービスの確保・在宅医療の推進、感染症をはじめとした健康危機への対策強化を図り、市民が必要な医療を受けられ、本人や家族が安心して生活できるま

ちをめざします。

■ 現状と課題

地域医療サービスの確保・在宅医療の推進

本市では、市民が安心して医療サービスが受けられるよう、医療を支える人材の育成や確保をはじめ安定した医療提供体制の構築に努めてきました。

今後も、関係機関との連携による地域医療サービスの確保に努めるとともに、高齢化の進行に伴い需要が増加する在宅医療の推進を図る必要があります。

感染症をはじめとした健康危機への対策強化

本市では、健康危機への危機管理体制を構築するとともに、正しい知識の普及啓発に取り組んできました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の経験をいかし、感染症等の健康危機が発生・拡大した際、関係機関と協力しながら、迅速に対応できる体制の強化を図る必要があります。

■ 成果指標

- 医療サービスに満足している市民の割合(保健医療課)



■ 参考指標

—

■ めざす姿

- 市民が必要な時に必要な医療を受けられる体制が確保されている。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 医療提供体制の確保・適正受診の促進	市民が、安全で質の高い医療を切れ目なく受けられるよう、休日・夜間における救急医療をはじめとした持続可能な医療提供体制の確保を図るとともに、適正受診に係る普及啓発に取り組みます。	保健医療課
02 県や関係団体と連携した医師・看護師等の育成・確保	地域医療の安定的な提供体制を維持するために、県や宮崎大学等の関係団体と連携して、医師や看護師等の育成と確保を図ります。	保健医療課
03 医療の安全と信頼性の確保	医療提供施設への適切な指導や助言を行うとともに、医療相談窓口(医療安全支援センター)において市民への相談対応や支援を行い、医療の安全と信頼性の確保を図ります。	保健医療課
04 多職種連携の推進	適切かつ多様な医療サービスを提供するため、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等、地域の実情に応じた多職種連携を推進します。	保健医療課 地域保健課
05 難病支援	難病患者やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、良質かつ適切な相談・支援体制を確保するなど環境整備に取り組みます。	健康支援課

■ 関連するSDGsの取組



■ 成果指標

- かかりつけ医がいる市民の割合(保健医療課)



- 人生会議(ACP)の認知度(健康支援課)



■ 参考指標

- ・医療機関が実施した在宅看取り件数(地域保健課)
- ・病院・診療所の管理運営基準適合率(保健医療課)
- ・在宅療養支援病院・診療所数(保健医療課)

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
06 在宅医療の充実や医療と介護の連携推進	医療機関への通院が困難な患者が在宅で必要な医療が受けられるよう、かかりつけ医や歯科医をはじめ、薬局、在宅療養支援病院等と連携し、在宅医療の充実に取り組みます。	保健医療課
	在宅療養患者の生活の場における「日常の療養支援」、「入退院支援」、「急変時の対応」、「看取り」の4つの場面に切れ目なく対応できるよう在宅医療と介護サービスの連携を推進します。	地域包括ケア推進課 保健医療課 地域保健課
07 ACPの理解促進	市民一人一人が、人生の最後の時間をどこで過ごし、どのような医療を受けたいかを元気なときから意識して考えられるよう、ACPの周知に取り組みます。	健康支援課

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康管理を実践する。 ● 医療機関を適切に利用する。 ● かかりつけ医を持つ。 ● 自身の医療情報を適切に管理する。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域医療サービスの確保について理解し協力する。 ● 行政と連携し、医療技術職の確保に向けた取組を推進する。 ● 医療と福祉の連携について理解し協力する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が必要な医療を受けられる環境づくりを推進する。 ● 事業者や関連団体と連携し、医療技術職の確保に向けた取組を推進する。 ● 事業者や関係団体と連携し、医療と福祉の連携を推進する。



○第4次宮崎市病院事業経営計画



—



○第8次宮崎県医療計画

【ACP】もしものときのために、大切にしていることやどんな医療やケアを希望するかを前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護ケアチームなどと話し合い、共有する取組のことを「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」という。

■めざす姿

- 新興感染症の拡大や災害の発生など、重大かつ緊急性のある健康危機発生時においても、市民の健康を守る地域保健対策の拠点として保健所機能が発揮できる体制が整っている。

■主な取組

項目名	内容	所管課
01 健康危機対応人材の育成	災害時健康危機管理支援チーム養成研修(DHEAT研修)に職員を派遣し、健康危機管理対応に必要な知識の習得を図ります。	保健医療課
	新興感染症のまん延時等の健康危機発生時に、保健所業務がひっ迫する中においても円滑に機能するよう、IHEAT要員の確保を図ります。	保健医療課 地域保健課
	感染症の予防に関する研修会への派遣や講習会の開催等により、保健所職員等の資質の向上を図ります。	健康支援課
02 健康危機管理体制の整備・強化	保健所職員や他部局の保健師等の専門職を対象とした健康危機管理研修(訓練)や、高齢者福祉施設等の職員を対象とした研修を実施し、健康危機発生時においても、迅速に対応できる体制の強化を図ります。	保健医療課 健康支援課
03 国・県や関係機関との連携推進	新興感染症・災害発生時に迅速に状況を把握し、速やかに健康危機管理体制が始動できるよう、国や県が実施する訓練に参加するなど、連携の強化を図ります。	保健医療課



- 宮崎市感染症予防計画
- 宮崎市健康危機対応計画
- 宮崎市新型インフルエンザ等対策行動計画



- 国** ○地域保健対策の推進に関する基本的な指針(厚生労働省)
- 県** ○宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画
○宮崎県感染症予防計画

■関連するSDGsの取組



■成果指標

- 健康危機管理(災害・感染症)に関する研修・訓練に参加した保健所職員の割合(平時)
(保健医療課・健康支援課)



■参考指標

- ・IHEAT要員を対象とした研修への参加率(保健医療課)

■各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種を受ける。 ● 市や信頼できる発信元からの情報を把握する。 ● 手洗いやうがいなどの感染症拡大を防止する取組を実践する。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政や医療機関、地域と連携し、感染症拡大防止に努める。 ● 業務継続体制を強化する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携・協力し、健康に関する危機管理体制を構築する。 ● 業務継続体制を強化する。 ● 情報発信を強化する。

【DHEAT】Disaster Health Emergency Assistance Team (災害時健康危機管理支援チーム) 都道府県や保健所設置市区の職員によって組織され、被災した地方公共団体の災害対策本部保健医療部門等の指揮調整機能(マネジメント)の応援を行う。

【IHEAT】Infectious disease Health Emergency Assistance Team 地域の保健師等の専門職をIHEAT要員として人材バンクに登録し、感染症のまん延時等に、保健所等の業務を支援する仕組み。

■ 概要

障がい者の自立と社会参加の促進、高齢者福祉の充実、福祉を支える人材の確保・育成、社会保障制度の適切な運営を通して、福祉の充実したまちをつくります。

■ 現状と課題

障がい者の自立と社会参加の促進

本市の障がい者手帳所持者数は、全体では横ばいで推移していますが、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

今後も、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者の自立と社会参加を促進する必要があります。

高齢者福祉の充実

本市の高齢者数は引き続き増加傾向にあり、高齢者を支える地域包括ケアシステムの推進が重要です。

今後も、多様化するニーズや地域課題への対応し、市民が高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活していけるように、「住まい」、「生活支援」、「介護予防」、「介護」、「医療」、「医療介護連携」、「認知症」の7つの分野を一体的に提供していけるよう、地域住民、市民団体や企業、医療や介護・福祉の関係者と連携しながら取組を進めていく必要があります。

福祉を支える人材の発掘・確保・育成・定着

本市の要介護・要支援者数や障がい者数は増加傾向である一方、生産年齢人口の減少に伴い福祉を支える人材の不足は深刻化しています。

今後は、元気な高齢者や外国人材の活用も念頭に、福祉を支える人材の確保に向けた取組が必要です。

社会保障制度の適切な運営

生活に困窮している人やひきこもり状態にある人など、困難を抱える世帯への早期支援の必要性は高まっています。

今後は、複雑かつ多様化する支援ニーズに早期に対応できるよう、関係機関と連携した地域の支援体制の構築を図るとともに、社会保障制度を持続可能なものとするため、各制度の適切な運営に向けた取組を推進する必要があります。

■ 成果指標

- 福祉の困りごとの解決のための取組や仕組みが充実していると思う市民の割合(福祉総務課)



■ 参考指標

■めざす姿

- 障がいの有無にかかわらず、共に支え合い、安心して暮らし、社会参加できるまちづくりが実現されている。

■主な取組

項目名	内容	所管課
01 障がい理解の促進と権利擁護の推進	障がい特性の理解促進や心のバリアフリー・相互交流、福祉教育を推進します。	障がい福祉課
	障がい者の権利を守るため、障がい者に対する差別の解消や虐待の防止を図るとともに、成年後見制度の活用等による権利擁護を推進します。	障がい福祉課
02 障がい福祉サービスの充実をはじめとした安全で安心して暮らすまちづくりの推進	障がい者やその家庭の状況等に応じたニーズを把握するとともに、自己選択と自己決定の尊重のもと、個々の状況に対応したサービスの提供体制の確保に努めるとともに、障がい者とその家族の生活を支える各種生活支援サービスを実施します。	障がい福祉課
03 社会生活を営むための体制整備と支援の充実	障がい者等の地域での生活を支援する地域生活支援拠点等の機能の充実や、グループホーム等の居住環境の整備を推進していくとともに、障がい者の地域生活の維持や積極的な社会参加を促進するために、外出支援や情報コミュニケーションの促進を図ります。	障がい福祉課
	障がい者の就労支援や教育・療育支援の充実、スポーツ・文化芸術活動等の促進等を図ります。	障がい福祉課



○第4期宮崎市障がい者計画



- 国** ○障害者基本計画(第5次計画)(内閣府)
- 県** ○第5次宮崎県障がい者計画

■関連するSDGsの取組



■成果指標

- 障害者差別解消法の認知度(障がい福祉課)



- 地域生活支援拠点等の登録事業所数(障がい福祉課)



■参考指標

- グループホームの指定事業所の定員数(障がい福祉課)

■各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいの特性に関する理解を深める。 ●障がい者が安心して暮らせる地域づくりに協力する。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●行政と連携し、障がい者が働きやすい環境づくりを推進する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体と連携し、障がい者が社会参加できる環境・体制づくりを行う。

■ めざす姿

- 高齢者やその家族が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 介護サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスが受けられるように、中長期的視点に立ち、地域密着型サービス等の充実を図ります。	地域包括ケア推進課 介護保険課
02 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援	地域における既存の取組や組織を活用しながら関係者間のネットワークを構築し、地域課題の抽出、地域資源の開発、地域ニーズとサービス提供のマッチング等に取り組みます。	福祉総務課 地域包括ケア推進課
03 宮崎市版地域包括ケアシステムの深化・推進	「住まい」、「生活支援」、「介護予防」、「介護」、「医療」、「医療介護連携」、「認知症」の7つの分野を一体的に提供していけるよう、多様化する住民ニーズや地域課題に対応していきます。	福祉総務課 地域包括ケア推進課

■ 関連するSDGsの取組



■ 成果指標

- 認知症初期集中支援チーム支援者数
(地域包括ケア推進課)



■ 参考指標

- ・生きがい支援施設延べ利用者数(福祉総務課)
- ・敬老バスカ年間延べ利用回数(福祉総務課)
- ・要介護認定者の認知症高齢者率(地域包括ケア推進課)
- ・医療と介護関係者の連携状況充実度(地域保健課)
- ・地域密着型サービス事業所の整備状況(介護保険課)

【宮崎市版地域包括ケアシステム】国が示す「住まい」「生活支援」「介護予防」「介護」「医療」に加え、「医療介護連携」「認知症」の含めた7つの分野による支え合いの社会を構築すること。

【認知症初期集中支援チーム】複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
04 総合的な認知症施策の推進	高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度などに関する相談・支援体制の充実を図ります。	地域包括ケア推進課
	できる限り住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、認知症の早期診断・早期対応に向けた専門職による支援体制を構築し、認知症の人に対する正しい認識や理解を深め、認知症の人とその家族が気軽に集うことができ、相談し合える環境づくりに取り組みます。さらに、すべての市民が、認知症の人に寄り添い、ケアに参加できるようにユマニチュード等のケア技法の普及に努めます。	地域包括ケア推進課 介護保険課
05 高齢者の生きがいのづくりの推進	高齢者の趣向やニーズを踏まえた、社会参加や健康づくりを促進するため、外出支援や介護予防、生きがいのづくりを支援するとともに、老人福祉センターなどの生きがい支援施設の利用促進を図ります。	福祉総務課 地域包括ケア推進課

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に対する理解を深めて地域社会で見守り支え合う。 ● 生活支援体制整備事業における第2層協議体の構成メンバーとなり、課題の共有と検討を図る。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉分野におけるサービスを提供する。 ● 生活支援体制整備事業における第2層協議体の構成メンバーとなり、課題の共有と検討を図る。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者福祉を充実させる。 ● 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの役割を果たす。



- 第四次地域福祉計画
- 第9期宮崎市民長寿支援プラン(第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)



国

- 第9期介護保険事業(支援)計画(厚生労働省)
- 認知症施策推進大綱(厚生労働省)

県

- 宮崎県高齢者保健福祉計画

【ユマニチュード】フランス語で「人間らしさ」を意味する言葉。認知症のある方の尊厳を重視するケア手法のこと。

【第2層協議体】市が主体となり、日常生活圏域における各地域の定期的な情報共有や連携強化の場として中核となるネットワークのこと。宮崎市全体を第1層とし、22の地域に分けた日常生活圏域を第2層とする。

【生活支援コーディネーター】高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域においてそれらの体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者。

■ めざす姿

- 福祉を支える人材が中長期にわたって安定的に確保され、福祉に係る各サービスが持続可能な形で提供されている。
- 福祉を支える人材の育成が図られ、サービスの質が向上している。
- 継続的に働ける環境が整備され、人材の定着が図られている。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 超高齢社会の介護現場を支える人材確保	介護職に関する資格の取得や更新を支援し、人材の確保を図ります。	地域包括ケア推進課
02 元気な高齢者や外国人などの様々な人材を活用した福祉を支える人材の確保	介護助手の普及啓発に努めるとともに、外国人材の活用に向けた課題の整理や関係者との連携を強化します。	地域包括ケア推進課 介護保険課
03 多職種による連携などを踏まえた福祉人材の育成と福祉サービスの質の向上	医療・介護の専門職助言者が参画する自立支援型地域ケア会議などを通じた多職種連携を強化するとともに、自立支援・重度化防止の観点からケアマネジメント力向上につながる様々な研修に取り組みます。	地域包括ケア推進課
	障がい福祉サービス等の提供を担う人材を育成するため、専門性を高める研修を行い、サービス提供事業所等の職員の資質向上に努めます。	障がい福祉課
04 多様な人材が活躍でき、働きやすく、働き続けられる環境づくり	福祉サービスにおける生産性向上につながる取組を推進するとともに、役割分担や機能分化を促進し、多様化するニーズに対応できる環境づくりに取り組みます。	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 介護保険課

■ 成果指標

- 市内介護サービス事業所の介護支援専門員の登録者数(地域包括ケア推進課・介護保険課)



- 障がい福祉サービスの相談支援専門員の人数(障がい福祉課)



■ 参考指標

- 地域包括支援センター職員数(地域包括ケア推進課)
- 介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業による補助金交付者数(地域包括ケア推進課)
- 県内介護職員の離職率(地域包括ケア推進課)

【ケアマネジメント力】高齢者が地域で望ましい生活を維持・継続していくため、高齢者本人の意欲や適応能力等の維持・回復を援助するとともに、課題解決に有効と考えられるあらゆる社会資源をコーディネートし、本人や家族をサポートする力。

市の個別計画

- 第四次地域福祉計画
- 第4期宮崎市障がい者計画
- 第9期宮崎市民長寿支援プラン(第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

国や県の取組

国

- 第9期介護保険事業(支援)計画(厚生労働省)

県

- 宮崎県高齢者保健福祉計画
- 第5次宮崎県障がい者計画

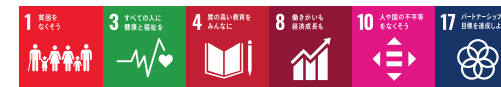
■各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉の現場での人材不足について、理解・協力する。 ●介護現場におけるボランティアや介護助手の担い手となる。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●行政と連携し、福祉を支える人材を育成する。 ●元気な高齢者や外国人材の雇用を推進する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者や関係団体と連携し、福祉を支える人材の発掘・育成・確保を推進する。 ●元気な高齢者や外国人材の雇用促進に向けた研究・検討を図る。

■めざす姿

- 社会保障制度が持続可能な形で適正かつ円滑に運営されている。

■関連するSDGsの取組



■主な取組

項目名	内容	所管課
01 国民健康保険事業の安定的な運営	国・県と連携し、ジェネリック医薬品使用の促進やレセプトの点検、重複・頻回受診者への訪問指導等により、医療費の適正化を進めるとともに、医療費や被保険者数などの動向や県内の保険税水準統一を見据えた適切な保険税率の設定により国保財政の安定化を図ります。	国保年金課 地域保健課
	国保財政の健全化を図るため、保険税の収納率向上をはじめとする収納対策に取り組めます。	国保収納課
02 国民年金制度の周知・加入促進	無年金・低年金の発生を防止し社会経済インフラとしての役割を果たすため、マイナポータルを利用した国民年金保険料免除・納付猶予申請手続について周知を行い、生活の安心と安定の確保を図ります。また、マイナポータルを利用した加入手続についても周知を行い、適正な届出を促進します。	国保年金課
03 生活保護制度の適正実施と生活困窮者の自立に向けた支援	生活保護受給者に対し、個々の状況に応じた必要な保護を行うとともに、自立に向けた支援や健康管理支援等による医療扶助等の適正化を図り、生活保護の適正な実施に努めます。	社会福祉 第一課 ・第二課
	様々な理由で生活に困窮している人が、経済的自立のみならず、日常生活・社会生活においても自立できるよう支援するとともに、地域の支援体制の構築を図ります。	福祉総務課 社会福祉 第一課 ・第二課
	ひきこもり状態にある人やその家族が相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる「居場所」づくりや本人が自らの役割を感じられる機会を提供するなど、社会とのつながりを回復するための支援を行います。	福祉総務課 社会福祉 第一課 ・第二課

■成果指標

- 生活保護世帯から自立した世帯の割合
(社会福祉第一課)



- 1人当たりの医療費(国民健康保険)(国保年金課)



■参考指標

- ・生活保護受給者で就労可能な者のうち就労支援事業に参加した者の割合(社会福祉第一課・第二課)
- ・ジェネリック医薬品の使用率(国保年金課、社会福祉第一課)

【ジェネリック医薬品】ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造・販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のこと。

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
04 持続可能な介護保険制度の運営	介護給付の適正化や介護保険料の安定的な確保に向けた取組等により、介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な制度運営をめざします。	介護保険課

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度、生活保護制度を理解する。 ● 個人の能力に応じた就労に取り組む。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度、生活保護制度を理解、協力する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度、生活保護制度の適切な運営を行う。 ● 関係団体と連携し、社会保障制度の周知や認知度向上に向けた取組を推進する。 ● 生活困窮者の自立支援を充実させる。

市の個別計画

- 第3期宮崎市保健事業実施計画(データヘルス計画)
- 第4期宮崎市特定健康診査等実施計画
- 第9期宮崎市民長寿支援プラン(第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

国や県の取組

- 国** ○ 第9期介護保険事業(支援)計画(厚生労働省)
- 県** ○ 第3期宮崎県国民健康保険運営方針
○ 宮崎県高齢者保健福祉計画



政策4 支え合い、ともに生きるまちづくり

■ 基本的な考え方

年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが自分らしく暮らしていくためには、多様な人々の集まりで地域社会が構成され、ともに支え合いながら暮らしていることに対する理解が必要です。

また、市民がより豊かな人生を送ることができるよう、主体的に学ぶ機会があり、文化芸術やスポーツに親しむ機会があることが重要です。

これまで、本市では、誰もが性別にかかわらず、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができるよう、性的少数者が暮らしやすい環境づくりや男女共同参画を推進するとともに、外国人住民が地域社会で快適に暮らしていけるための支援に取り組んできました。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域福祉の充実を図るとともに、市民自らが主体となって地域の特色をいかした魅力ある地域づくりを進めることができるよう、住民主体の地域まちづくりに取り組んできました。

さらに、市民が文化芸術に親しむことやスポーツを通じた体力づくりを推進するため、それらの機会の創出や環境の充実に取り組んできました。

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行により、高齢者のみの世帯の増加、社会的孤立、生活困窮者の問題など地域における生活・福祉課題が多様化・複雑化しています。

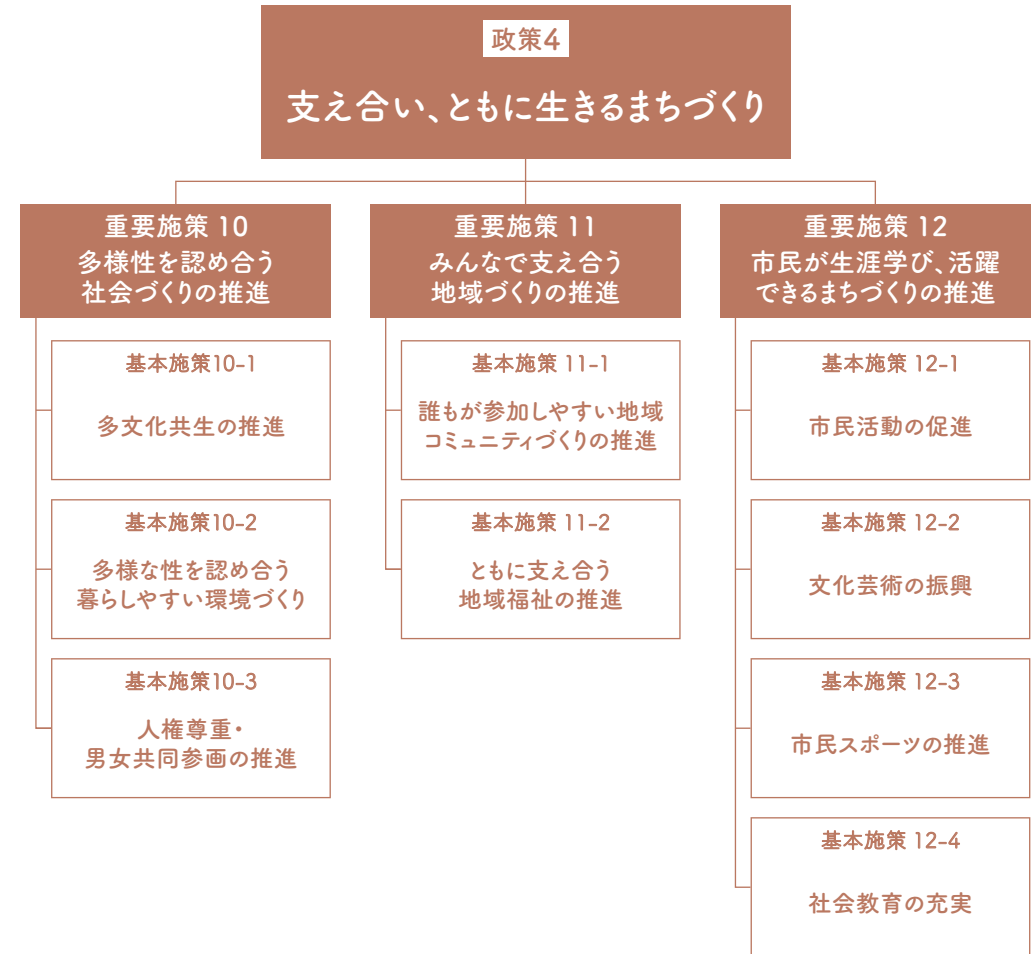
こうした中、国では、あらゆる人々が生きがいを持って自分らしくともに暮らし続けることができるよう、人と人、人と社会がつながり支え合う社会の実現を目指しています。本市においても、地域で暮らす人々は誰もが支え・支えられるものという考えのもと、全ての市民が互いに理解し合いながら自分らしく活躍できる地域社会をつくる必要があります。

このようなことから、本市では、多文化共生の推進、多様な性を認め合う暮らしやすい環境づくり、人権尊重・男女共同参画の取組を通じて、多様性を認め合う社会づくりを推進します。

また、誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりや、ともに支え合う地域福祉の取組を通じて、みんなで支え合う地域づくりを推進します。

さらに、市民活動の促進や、文化芸術の振興、市民スポーツの推進、社会教育の充実により、市民が生涯学び、自分らしく活躍できるまちづくりの推進を図ります。

■ 施策の体系



■ 概要

多文化共生の推進のほか多様な性を認め合う暮らしやすい環境づくり、人権尊重・男女共同参画の推進を図り、年齢、性別、国籍の違いなどに関係なく誰もが生きやすいまちをめざします。

■ 現状と課題

多文化共生

本市の外国人人口は近年増加傾向にあり、過去10年間(2014年-2023年)で約1.9倍に増加しています。

国においても、外国人材の受入を積極的に進めており、本市の外国人人口は今後更に増加することが考えられます。

今後は、外国人住民が地域社会に溶け込みいきいきと暮らせる環境づくりを進めるとともに、外国の文化や習慣に対する理解促進を図るなど、多文化共生に向けた取組を一層推進する必要があります。

多様な性

近年、多様な性について社会の関心は高まりつつありますが、当事者の中には差別や偏見による悩みや生きづらさを抱えている人がいます。

今後は、性について悩みや生きづらさを抱える人々への相談支援の充実や、多様な性についての社会的理解を促進することで、多様な性を認め合う暮らしやすい社会づくりを推進することが必要です。

人権尊重・男女共同参画

価値観の多様化や、SNSによる手軽な情報発信、社会の複雑化に伴い、人権問題や社会問題も多様化していることから、多くの市民が人権尊重の意識を身につけ、人権問題に対する正しい理解を深めることが必要です。

このような中、本市では、性別にかかわらず誰もが尊重され、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現に向け、無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)の解消等、男女がともに活躍する社会づくりを推進しています。

今後も、性別によって職種や役割等を決めつけることなく、互いを認め合うことで、よりよい未来を作っていくよう、男女共同参画の一層の推進が必要です。

■ 成果指標

- 「社会全体において男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合(文化・市民活動課)



■ 参考指標

- ・在住外国人数(国際政策課)

■ めざす姿

- 国籍にかかわらず、全ての住民が互いの文化・習慣等を尊重し対等な関係を築きながら、共に地域社会の一員として暮らしている。
- 外国人住民も等しく必要な情報や住民サービスを受けることができる。
- 姉妹都市や友好都市、その他海外都市との相互理解や相互交流が深まっている。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 コミュニケーションと生活の支援	多言語での情報発信や窓口対応を拡充するとともに、社会参加のための日本語学習の機会を提供します。また、外国人住民の相談窓口を運営し、住まい、子育て、教育、医療、福祉などの情報提供や支援の充実を図ります。	国際政策課
02 多文化共生の推進	出前講座やイベントの実施などを通して、全ての市民の国際理解や多文化共生に関する意識の醸成を図ります。また、関係機関と連携し、外国人住民の地域社会への参画を促します。	国際政策課
03 国際交流の推進	宮崎市国際交流協会と連携し、姉妹都市や友好都市との交流を通じて、市民の異文化理解や国際感覚豊かな青少年の育成を推進します。	国際政策課

■ 成果指標

- 外国人にとって住みやすいまちだと思える市民の割合(国際政策課)



- 外国人住民の生活満足度(国際政策課)



■ 参考指標

- ・ 出前講座等における参加者数・実施回数(国際政策課)
- ・ 海外の姉妹(友好)都市交流事業等における交流者数(国際政策課)
- ・ 宮崎市外国人ワンストップインフォメーションセンター相談件数(国際政策課)

■ 各主体ができること

市民	● 日本人住民と外国人住民が共に多文化共生社会への理解を深め、地域社会の一員として共生する。
事業者・関係団体等	● 行政と連携し、ネットワークをいかした活動を行う。
行政(宮崎市)	● 関係団体と連携し、外国人が本市で暮らしたいと思えるまちづくりを行う。 ● 多文化共生社会の理解促進に向けた取組を行う。



国

○外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)

県

○みやざきグローバルプラン(第2期)

【多文化共生社会】国民や在留外国人の一人一人が、社会の対等な構成員として、国籍や社会的文化的背景を認め合い、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

■ めざす姿

- 個人の性的指向や性自認を理由とする差別や偏見の解消が図られ、多様な性が尊重される社会が形成されている。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 多様な性に関する理解促進のための広報・啓発、教育の充実	多様な性に関する差別や偏見のない社会を目指し、中学校向けの講演会やパネル展示、その他の啓発に取り組みます。	文化・市民活動課
02 性的少数者が安心して生活を送るための環境の整備	パートナーシップ宣誓制度の運用や、相談窓口の設置、申請書類等の性別欄削除等、性的少数者が抱える生きづらさの解消に取り組みます。	文化・市民活動課



○第3次宮崎市男女共同参画基本計画



○第5次男女共同参画基本計画(内閣府)



○第4次みやざき男女共同参画プラン

■ 関連するSDGsの取組



■ 成果指標

- 性的少数者にとって住みやすいまちだと思ふ市民の割合(文化・市民活動課)



■ 参考指標

- パートナーシップ宣誓制度の利用組数(文化・市民活動課)

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な性に関する理解を深める。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な性に関する理解を深める。 ● 性的少数者がどのような暮らしにくさを抱えているのか理解し、働きやすい環境づくりを推進する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な性を尊重し、市民が個性や能力を発揮できる環境づくり・意識啓発を行う。 ● 性的少数者がどのような暮らしにくさを抱えているのか理解し、暮らしやすい環境づくりを推進する。

【パートナーシップ宣誓制度】人生のかけがえのないパートナーであることを市職員の前で宣誓した、一方又は双方が性的少数者である二人に対し、宣誓書受領証を交付することで生きづらさの解消につなげる本市の制度。

■ めざす姿

- 市民一人一人の人権が尊重され、性別にかかわらず、自らの意思と選択に基づいて、家庭や学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できている。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 人権教育・啓発の推進	多くの市民が人権尊重の意識を身につけ、人権問題に対する正しい理解を深めることができるよう、啓発活動に取り組みます。	総務法制課 生涯学習課
02 平和を尊重する意識の醸成	核兵器廃絶と世界の恒久平和のため、市民が非核・平和について考える機会となる啓発活動に取り組みます。	総務法制課
03 ジェンダー平等の実現・女性活躍の推進、男女共同参画理念のさらなる浸透	男女共同参画センターでの自主講座や講師派遣事業、啓発情報紙の発行等を通じて、家庭や学校、地域、職場などの幅広い場面において男女共同参画に関する知識を得る機会提供を図ります。	文化・市民活動課
	「ジェンダー(社会的・文化的に作られた男らしさ女らしさ)」にとらわれずその人らしく能力を発揮できる働き方の推進を図るため、ワークライフバランスや職場環境づくりに取り組む事業者向けの勉強会や表彰等に、事業者と一緒に取り組みます。	文化・市民活動課

■ 関連するSDGsの取組



■ 成果指標

- 「一人一人の人権が尊重されている」と感じる市民の割合(総務法制課)



- 「性別による制約を受けることなく、自分らしく生活できている」と回答した人の割合(文化・市民活動課)



■ 参考指標

- 市が設置する審議会、委員会等における女性委員の割合(人事課)

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
04 配偶者等からの暴力の根絶に向けた対策の推進	男女共同参画センターでの自主講座のほか、中学生や高校生、大学生を対象としたデートDV講座を開催し、若年期からの啓発を図るとともに、相談窓口の周知に取り組みます。	文化・市民活動課
	DV連絡調整会議を開催し、支援対応に当たる庁内各課の連携強化を図ります。	文化・市民活動課
	女性相談支援員による相談、指導・助言のほか、関係機関と連携しDV被害者支援に取り組みます。	子育て支援課

市の個別計画

- 第三次宮崎市教育ビジョン
- 第3次宮崎市男女共同参画基本計画

国や県の取組

- 国 ○第5次男女共同参画基本計画(内閣府)
- 県 ○第4次みやざき男女共同参画プラン

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の希望する働き方(ワークライフバランス)を大切にすること。 ●男女共同参画を理解し、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や能力を尊重すること。 ●誰もが自分らしく生きることができるよう、相互理解に努める。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●性別にかかわらず、誰もが安心して働くことができる環境の整備に取り組む。 ●男女共同参画を理解し、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や能力を尊重すること。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や学校、地域、職場など、様々な場面におけるジェンダー平等、固定的性別役割分担意識等の内容を含めた意識啓発を行う。 ●誰もが相談しやすい環境を整備すること。

■ 概要

誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりや、ともに支え合う地域福祉の推進を通じ、地域全体で支え合う地域づくりを推進します。

■ 現状と課題

地域コミュニティ

本市は、住民主体のまちづくりの中核をなす自治会の活動に対する支援をはじめ、地域コミュニティと行政との協働により、多様化する地域課題の解決に向けた取組や、地域の特色をいかした魅力ある地域づくりを推進しています。

そのような中、人口減少が進み、生活様式や価値観が多様化するにつれて、自治会加入率は年々減少しているほか、地域活動の担い手の高齢化や新たな人材の不足といった課題があります。

今後は、誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりをより一層推進する必要があります。

地域福祉

本市では、地域福祉計画を策定し、地域住民や福祉サービス事業者と連携・協働を図りながら、全ての市民が安心して暮らせる地域社会の構築に向けた取組を進めています。

そのような中、人口減少や少子高齢化・核家族化の進行により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、社会的孤立、生活困窮者の問題など地域における生活・福祉課題が多様化・複雑化しており、これらの課題への適切な対応が求められています。

今後も、全ての市民が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう地域福祉の充実を図る必要があります。

■ 成果指標

- 地域のつながりを感じている市民の割合(地域コミュニティ課)



■ 参考指標

- 支援やお手伝いが必要な方が安心して暮らせるまちだと思える市民の割合(福祉総務課)

■ めざす姿

- 市民が自治会に加入し、自治会活動に参加することで、顔の見える関係や安定した自治会組織の基盤が構築され、安全・安心で住みよい地域が形成されている。
- 市民が地域まちづくり推進委員会を中心とした多様な主体によるまちづくりに参画し、地域が抱える課題の解決が図られているほか、地域の特色をいかした魅力ある地域づくりが進んでいる。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 地域活動の推進	「宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例」に基づき、支え合い、助け合いの精神を大切にしながら、市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者や行政などが相互に役割を理解し、協働による取組を推進します。	地域 コミュニティ課
02 地域活動への支援	住民生活に最も身近で地域に密着した活動を行う自治会に対し、その重要性を住民の方に広く周知するなど、自治会加入促進に取り組むほか、必要な支援を行います。	地域 コミュニティ課
	地域の活性化や課題解決へ向けた活動を行う地域まちづくり推進委員会に対し、地域コミュニティ活動交付金を交付するほか、必要な支援を行います。	地域 コミュニティ課
03 地域活動の担い手の育成	地域まちづくりに関心のある方や地域まちづくり関係者に対し研修を実施するなど、地域まちづくりの次世代を担う人材の発掘・育成に取り組みます。	地域 コミュニティ課
04 交流センターの整備運営	「交流、地域活動及び生涯学習の拠点」である交流センターについて、公民連携を見据えた計画的な施設整備を図るとともに、地域ニーズに対応した運営を行います。	地域 コミュニティ課

■ 成果指標

- 地域活動（自治会・地域まちづくり推進委員会※の活動）に参加したことがある市民の割合
(地域コミュニティ課)



※地域まちづくり推進委員会の名称は、「地区振興会」「まちづくり委員会」「地域づくり協議会」「地域づくり推進委員会」「まちづくり協議会」など、各地域で異なる。

■ 参考指標

- 自治会加入率(地域コミュニティ課)
- 地域まちづくり推進委員会の部会員数(地域コミュニティ課)

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会活動に参加する。 ● 地域まちづくり推進委員会やテーマ型コミュニティなどの地域まちづくり活動に参加する。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域まちづくり活動に参加・協力する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会加入や地域活動への参加に関する市民の理解を促進する。 ● 誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりを推進する。

市の個別計画

- 宮崎市市民活動推進基本方針(改訂版)
- 宮崎市公立公民館等整備及び長寿命化計画

国や県の取組

国 —

県 —

【地域まちづくり推進委員会】地域内外で活動する多様な個人や団体と連携して、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを推進する事業に取り組む市長の認定を受けた地域住民の組織。

■ めざす姿

- 全ての市民が相手に対するいたわりの気持ちを持ちながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができており、地域における福祉活動が活発に行われている。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 包括的支援体制の構築・推進	不安や悩みを抱える人が早期に発見され、必要な支援につながる仕組みづくりと、複雑化・多様化する生活課題に関係機関が連携して対応できるネットワークを構築するとともに、包括的な支援体制づくりに取り組みます。	福祉総務課
02 地域福祉を推進する活動への支援	地域の実情に応じた地域福祉活動を推進するため、地域福祉ニーズの把握や住民への福祉啓発、地域福祉ボランティアの養成などを行う地区社会福祉協議会や各種団体の活動を支援します。	福祉総務課
03 地域における見守りや相談・援助活動	高齢者、障がい者、子育て家庭などに対し、様々な角度からの見守りや必要とされる情報提供などができるよう、民生委員・児童委員等と連携を図り、地域における見守りや相談・援助活動の取組を推進します。	福祉総務課
04 交流の場や居場所づくり	地域の中で気軽に集まり、交流できる機会の創出に取り組みます。	福祉総務課 地域包括ケア推進課

■ 関連するSDGsの取組



■ 成果指標

- 民生委員・児童委員の充足率(福祉総務課)



■ 参考指標

- 市民、地域、事業者等がともに協力し支え合う社会(地域共生社会)と思う市民の割合(福祉総務課)

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども、高齢者、障がいのある人等、地域で見守りが必要な人の特性を知り、地域で支える。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的な知識や技術をいかして、地域で支え合う取組に協力する。 ● 地域での見守り活動に協力する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で子ども・高齢者を見守る住民主体の地域づくりを推進する。 ● 子ども、高齢者、障がいのある人等、地域で見守りが必要な人を地域で支える。



○第四次宮崎市地域福祉計画



—



○宮崎県地域福祉支援計画(第4期計画)

■ 概要

市民活動の促進、文化芸術の振興、市民スポーツの推進、社会教育の充実を図り、幅広い市民活動や文化芸術、スポーツ、教養などを通して、市民が豊かな人生を送ることができるまちをつくりまします。

■ 現状と課題

市民活動

本市は、2000年度(平成12年度)に「協働」を基本理念とする「宮崎市市民活動推進条例」を策定し、市民、市民活動団体、事業者、行政の協働体制による市民活動を推進しています。

今後も、複雑化、多様化する社会課題に対応し、よりよい地域社会づくりに寄与する市民活動の役割は大きくなっていくことから、環境、福祉、子育て、教育、災害対策など様々な場面で、市民と行政との協働を促進する必要があります。

文化芸術

本市は、令和2年(2020年)に「宮崎市文化芸術基本条例」を施行し、市民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、文化芸術に関する施策を推進しています。

今後も、現在や将来の世代にわたって市民が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、市民の文化芸術に対する関心や理解を深めるように努める必要があります。

市民スポーツ

本市では、市民の心身の健全育成や体力向上、健康の維持増進のほか、コミュニティの活性化に寄与するものとして、市民スポーツを推進しています。

今後も、市民一人一人が個人の体力や競技レベルに応じ、生涯にわたりスポーツに親しみ、気軽に楽しむことができるよう、市民スポーツの一層の振興を図る必要があります。

社会教育

本市では、市民が生涯を通じて学び続けることができる場として、図書館の運営や交流センター等における社会教育講座などの開催をしています。

近年、健康寿命の延伸やライフスタイルの変化により、多種多様な学習活動へのニーズが高まっており、市民が主体的に学びの選択ができるよう、多様な学習機会や学びの場が確保される必要があります。

今後、誰もが気軽に学ぶことのできる社会教育講座の充実と、若い世代が学び、本市の発展に資するよう市立図書館をはじめとした生涯学習の場の充実を図ります。

■ 成果指標

● 文化芸術を通して、心豊かに暮らす市民の割合(文化・市民活動課)



● 市民の定期的な運動・スポーツ実施率(スポーツランド推進課)



■ 参考指標

- 社会教育講座の開催数(生涯学習課)
- 社会教育講座の延べ利用者数(生涯学習課)

【文化芸術】文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)、文化財等の保存や活用等を指す。

■ めざす姿

- 協働の理念が浸透し、多様な主体による市民活動が活発化することにより、様々な分野において地域の課題解決やよりよいまちづくりが図られている。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 市民活動への理解や参加促進、活動活発化に向けた支援	市民活動センターのホームページや情報誌、SNS等の媒体を活用した情報発信体制の充実、イベントや講座等の市民活動に触れる機会の創出、市民活動履歴などをもとに活動を評価し顕彰に取り組みます。	文化・市民活動課
02 市民活動を担う人材の育成・確保	専門的な知識や技術の習得に向けた研修や講座等の実施、市民活動団体等のリーダーによる意見交換の場の創出、ボランティアを必要としている市民活動団体の周知など、人材の育成・確保につながる仕組みづくりに取り組みます。	文化・市民活動課
03 市民活動組織の運営基盤強化と環境整備	組織運営に必要なスキル(会計、事務処理、情報ツールの活用等)を高めるための研修や講座の実施、行政や民間が行う補助金制度などに関する情報の収集や提供、市民活動団体が抱える様々な課題についての相談対応などの支援を行います。	文化・市民活動課
04 多様な主体との協働に向けた体制整備	市民活動センターを中心に、市民活動に関するニーズや課題を把握するとともに、情報提供のほか、市民活動団体や事業者、大学、地域等の多様な主体間の交流機会の創出、ニーズに合ったマッチングの働きかけなど、協働の取組を促進します。	文化・市民活動課



○宮崎市市民活動推進基本方針 (改訂版)



—



- みやざき社会貢献活動促進基本方針
- 協働による地域課題解決公募型事業

■ 関連するSDGsの取組



■ 成果指標

- 宮崎市民活動センターの利用者数 (文化・市民活動課)



■ 参考指標

■ 各主体ができること

市民	● 市民活動が社会において大切であることを知り、自ら積極的に市民活動に参加する。
事業者・関係団体等	● 事業者等の行う市民活動が社会において大切であることを知り、地域社会の一員として、積極的に市民活動に参加する。
行政 (宮崎市)	● 市民活動の自主性や自立性を尊重し、市民、市民活動団体、事業者等との協働により、市民活動を推進する。

【市民活動】営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向け、自主的に行う、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動のこと。ただし、政治活動、宗教活動を除く。

■ めざす姿

- 子ども・若者、障がい者をはじめ、市民一人一人の文化芸術活動を通じて、市民の心豊かな生活がはぐくまれる。
- 文化施設の維持管理、文化芸術の保存・活用など、文化芸術活動の支えとなる活動環境が整備されている。
- 市民の多様な文化芸術活動が促進されることにより、文化芸術が人から人、次世代へつながっている。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 文化芸術活動の促進	市民の自主的な文化芸術の鑑賞や文化芸術活動を行う機会の充実に取り組み、市民の文化芸術活動を促進します。	文化・市民活動課
	本市の偉人に関わる学習を通して、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもたせる教育活動等を推進します。	学校教育課 生涯学習課
02 文化芸術活動環境の整備	文化芸術活動の基盤となる文化施設を、恒常的に良好な状態に保つため、施設の維持管理を行います。	文化・市民活動課
	史跡の管理や芸能伝承などにおいて、近年、切実な課題となっている後継者不足について、各団体と協議を重ね、育成講座などを実施して課題解決につなげます。	文化財課
	史跡や天然記念物、無形民俗文化財など市内に残る文化遺産を適切に保存するとともに、市民に広く周知し愛されるための活用事業を積極的に実施します。	文化財課
03 文化芸術活動の情報発信	若い世代から高齢者まで幅広く市民に文化芸術の情報を提供するため、市広報や文化施設におけるイベント情報の発信については、ホームページやSNSの活用をより一層強化し、効果的な情報発信に取り組みます。	文化・市民活動課

■ 成果指標

- 美術や音楽などの文化芸術が盛んであると回答した市民の割合(文化・市民活動課)



■ 参考指標

- 文化施設の利用率(文化・市民活動課)

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
03 文化芸術活動情報の発信	生目古墳群、蓮ヶ池横穴群など日本遺産「南国宮崎の古墳景観—古代人のモニュメント—」を構成する史跡等について、観光資源としての価値を高めつつ、更なる周知を図ります。	文化財課

市の個別計画

- 第四次宮崎市文化芸術振興計画
- 宮崎市文化施設等長寿命化計画
- (各種)遺跡保存整備基本計画
- 宮崎市史編さん基本計画

国や県の取組

- 国** ○文化芸術推進基本計画(第2期)(文化庁)
- 県** ○みやざき文化振興計画

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財や歴史をテーマとした各種イベントに参加し、郷土愛を育む。 ●自主的に文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動を行う。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●市と連携し、文化財や歴史をテーマとした各種イベントを実施する。 ●文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を行う。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ●文化芸術に関する情報を収集し、提供・発信する。 ●文化芸術に関する施設の機能の充実や活用を促進する。 ●本市を訪れるきっかけになるよう魅力的なイベント等を実施する。 ●文化財や歴史をテーマとした各種イベントを実施する。

■ めざす姿

- 誰もが気軽に楽しむことができる運動・スポーツの推奨に取り組むことにより、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができ、健康増進や交流促進が図られている。
- スポーツ指導者等の人材育成を図ることで、市民が適切な指導やサポートを受けることができ、スポーツへの参加意欲が高まり、運動・スポーツ実施率の向上につながっている。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 ライフステージに応じた市民スポーツの推進	市民のスポーツを通じた健康維持や体力づくり、きずなづくりを推進するため、スポーツに関する市民への情報提供をはじめ、各種スポーツ大会やスポーツ教室等の開催を支援します。	スポーツランド推進課
02 スポーツ環境の整備	スポーツ環境を充実させるため、スポーツ施設の整備・改修を行い、機能を維持しながら長く使える施設をめざします。また、指定管理者と連携し、快適で使いやすい施設運営に取り組む、市民サービスの向上に努めます。	スポーツランド推進課
03 スポーツに関わる人材の育成・強化に向けた取組の推進	スポーツ推進委員や指導者を育成し、運動・スポーツ実施率を向上させ、競技人口の増加、競技力の強化に努めます。	スポーツランド推進課

■ 成果指標

- 市内スポーツ施設の延べ利用者数 (スポーツランド推進課)



■ 参考指標

—

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ活動へ参加する。 ●スポーツを通じ、生きがいづくりや心身の健康増進を図る。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●市民スポーツの推進への理解・協力を行う。
行政 (宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツに関する情報を積極的に市民に発信する。



○ 第二次宮崎市スポーツ推進計画



国
県

○ 第3期スポーツ基本計画
—

■ めざす姿

- 教養や新たな知識を身に付ける機会が充実し、人生100年時代において市民が生涯にわたって豊かな学びを得ている。
- 子どもから大人まで全ての市民が生涯にわたり読書に親しんでいる。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 交流センター等を核とした生涯学習機会の提供	交流センター等で社会教育講座を実施し、市民への生涯学習機会の提供を図ります。	生涯学習課
02 市立図書館の充実	利用者が安心・安全に利用できる環境づくりに取り組みます。また、利用者の増加につながるよう、各種イベントの実施やサービス向上を図ります。	生涯学習課
03 学習関連施設の機能強化	教育機関等と連携し、充実した社会教育の提供に取り組みます。また、利用者の増加につながるよう、各種イベントの実施やサービス向上を図ります。	生涯学習課

■ 成果指標

- 生涯学習活動による交流センター等の利用者数
(地域コミュニティ課・生涯学習課)



- 図書館等の貸出冊数(生涯学習課)



■ 参考指標

- 本や雑誌、新聞、電子書籍等を1日に30分以上読んでいる市民の割合(生涯学習課)

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流センター等で実施される講座に積極的に参加する。 ● 図書館を利用する。
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種講座の講師派遣等に協力する。
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習環境を充実させる。 ● 多様な主体と連携し、本市に充実した生涯学習の機会があることをアピールする。

